

熊取町テニス連盟規約

第1章 総則

第1条 (名称及び事務所)

本会は「熊取町テニス連盟」と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 (所属)

本会は熊取町スポーツ協会に所属する。

第3条 (目的)

本会はテニスを通じて会員相互のより豊かなスポーツライフの向上を図ると共に、地域社会の健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

- ①テニスの普及
- ②各種テニス大会の主催並びに後援
- ③熊取町および熊取町スポーツ協会が行なうスポーツに関する行事への参加と協力
- ④その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

第5条 (入会資格)

本会に入会する会員は、次の要件を備えていなければならない。

- ①本会の目的に賛同するものであること。
- ②本会の定める諸規定を遵守するものであること。
- ③熊取町に、住所または職場を有する者を含む連盟所属クラブの構成員であること。

第6条 (入会登録、会費)

会員の登録は入会金及び年会費を添え、入会届に必要な事項を記入のうえ事務局に提出するものとする。但し、更新を一年ごとに行なうものとし、年会費を添えて、更新届を事務局に提出するものとする。会員は登録事項に移動が生じた時は、その旨を事務局へ届けなければならない。

第7条 (会費の不返還)

納入された入会金、年会費は一切返金しないものとする。

第8条 (会員資格の喪失)

会員は、次の場合その資格を失う。

1. 退会
2. 会費の滞納
3. 除名

第9条 (退会)

連盟所属クラブが退会する場合は、その旨を事務局に連絡しなければならない。

第10条 (除名)

会員が本規約に反した時は、総会の決議により除名する事ができる。

第 3 章 組 織

第 11 条 (役員、幹事、顧問)

本会に次の役員、幹事及び顧問を置く。

役員

- ①会長 1名
- ②副会長 2名
- ③幹事長 1名
- ④会計 1名
- ⑤事務局 2名
- ⑥会計監査 1名

幹事

- ⑦幹事 若干名

顧問

- ⑧顧問 若干名

第 12 条 (任期)

役員及び幹事の任期は1年とする。期間は年次総会から次の年次総会までとする。但し、再選は妨げない。顧問の任期は特定しない。欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。また、任期が満了しても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なう。

第 13 条 (役員選出・承認)

役員は、会員から推薦された者の中から選出し、総会において承認する。

第 14 条 (幹事・顧問選出)

幹事は、会長が選出する。

顧問は、役員会が推薦し総会で決定する。

第 15 条 (役員の仕事)

会長は、本会を代表し会務全般を統括する。

副会長は、会長を補佐する。

幹事長は、本会行事の企画運営について、全体のまとめを行なう。

会計は、本会の会計事務を担当する。

事務局は、幹事長を補佐すると共に、大会記録等の事務を担当する。

会計監査は、本会会計の監査を担当する。

幹事は、本会の事業企画に参加し協力する。

連絡幹事は、本会の事業について会員と事務局との連絡事務を担当する。(削除)

顧問は、本会の運営を補佐および助言する。

第 16 条 (熊取町スポーツ協会理事)

役員のうち会長に指名された3名は、熊取町スポーツ協会の理事として、協会の運営に参画する。

第 4 章 会 議

第 17 条 (総会)

年次総会は、毎年1月～3月の間に日を定めて、会長が招集して開催する。また、会長は臨時の総会を招集する事が出来る。

第 18 条 (総会の成立)

総会は、クラブ代表者の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決する。クラブ代表者の出席が3分の2に満たない場合でも、会長は役員及びクラブ代表者の意見を聞いた上で、総会の成立を宣言しうるものとする。

第19条（総会議決事項）

総会での議決ないし承認される事項は次の通りである。

- ①事業実績報告及び決算
- ②役員を選出・承認
- ③事業計画及び予算
- ④会則の改廃
- ⑤その他会長が必要と認めた事項

第20条（役員会）

役員会は、会長が必要に応じて招集し、総会の決議事項等を執行するための実行計画を定める。

第21条（役員会の成立）

役員会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決する。決定された事項は、総会にはかることなく実行できる。

第5章 会 計

第22条（経費）

本会の経費は、入会金、年会費、熊取町スポーツ協会助成金その他大会等の参加費でまかなう。

第23条（会費等）

入会金、年会費は総会にて決定し、大会参加費等は役員会にて決定する。

第24条（会計年度）

毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

第25条（決算）

決算は、毎会計年度終了後会計監査を受け、役員会に報告後、年次総会にはかるものとする。

第6章 事故の責任と保険

第26条（事故の責任）

本会の行事に参加する者は、テニスコート及び諸施設において、自己の責任で行動するものとし、発生した盗難、傷害、その他の事故については、いかなる理由があろうと本会及び本会関係者はその責任を負わないものとする。

第27条（保険の加入）

本会への登録者は、スポーツ傷害保険に加入することを推奨する。その活動中の事故については、スポーツ傷害保険で対応するため、事故発生後の処理は自己が行なう。

但し、本会は助言及び協力を行なうものとする。(削除)

第7章 その他

第28条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、役員会で定める事ができる。

第29条（付則）

昭和56年4月5日から実施する。 昭和59年2月11日 一部改訂
昭和62年2月15日 一部改訂 昭和63年2月11日 一部改訂
平成20年2月9日 全面改訂 令和5年2月5日 一部改訂